次に、濃縮乳及び脱脂濃縮乳を除き、滅菌採取瓶に採取したものにあってはそのまま、容器包装のまま採取したものにあってはその全部を滅菌広口瓶に無菌的に移し、二五回以上よく振り滅菌牛乳用ピペットをもって滅菌希釈瓶を用いて一〇倍及び一〇〇倍の希釈液を、更に希釈をする場合には滅菌化学用ピペットをもって同様に希釈液をつくる。

無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳及び調製粉乳にあっては容器包装のまま採取するか、又はその成分規格に適合するかしないかを判断することのできる数量を滅菌採取器具を用いて無菌的に滅菌採取瓶に採り、濃縮乳及び脱脂濃縮乳にあっては滅菌採取瓶のまま、二五回以上よく振り、滅菌スプーンで検体一〇ｇを共栓三角フラスコ（栓を除いて重量八五ｇ以下で一〇〇ｍｌの所にかく線を有するもの）に採り、滅菌生理食塩水を加え一〇〇ｍｌとして一〇倍希釈液をつくり、以下牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳及び乳飲料と同様に希釈液をつくる。

Ｂ　（略）

９・10　（略）

(2)～(6)　（略）

三　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　令和二年十一月三十日までに製造され、加工され、又は輸入される水牛の乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品並びにそれらの容器包装については、この省令による改正後の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の規定は、適用しない。

○農林水産省令第四十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月一日　　農林水産大臣　江藤　拓

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	
別表第１（第１条関係）	
１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	
(1)　飼料一般の成分規格	
ア～セ　（略）	
ソ　次の表の第１欄に掲げる農薬の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる家畜等（法第２条第１項に規定する家畜等をいう。以下同じ。）を対象とする飼料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。	
第　１　欄	第　２　欄
γ－ＢＨＣ	牛、馬、めん羊、山羊及び鹿
	（略）

改正前	
別表第１（第１条関係）	
１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	
(1)　飼料一般の成分規格	
ア～セ　（略）	
ソ　次の表の第１欄に掲げる農薬の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる家畜等（法第２条第１項に規定する家畜等をいう。以下同じ。）を対象とする飼料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。	
第　１　欄	第　２　欄
γ－ＢＨＣ	牛、めん羊、山羊及びしか
	（略）